明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関を指定する省令の一部を改正する省令（**経済産業**一）　二

〔告　示〕

○小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（**総務**二）　二

○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件（**同**三）

○無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件（**同**四）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**八）

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止した件（**厚生労働**五）　三

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を変更した件（**同**六）

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件の一部を改正する件（**農林水産**四四）　四

○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（**同**四五）

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（**同**四六）

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件（**同**四七）　五

○保安林の指定をする件（**同**四八～五四）

○計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関の指定の一部を改正する件（**経済産業**一）

○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（**国土交通**一八）

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一九、二〇）　五

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**同**二一）　六

○成田国際空港の施設変更許可申請があった件（**同**二二）

○生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示（**関東信越厚生局**五～一一）　七

○道路に関する件（**関東地方整備局**三～五）　八

○道路に関する件（**四国地方整備局**三）　九

○道路に関する件（**九州地方整備局**七）

〔国会事項〕　九

公聴会

成田国際空港について指定した空港の範囲の変更に関する公聴会（国土交通省）　九

〔人事異動〕　九

内閣　人事院　財務省

〔官庁報告〕

官庁

財団、有権者申出方、建築士懲戒処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一〇

会社その他　三一